

# ○山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成8年3月28日条例第4号

## 山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

山形市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年市条例第54号)の全部を改正する。

目次

### 第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 関係者の責務(第3条—第6条)

### 第2章 再利用の促進等による廃棄物の減量

第1節 市長の役割(第7条・第8条)

第2節 市民の役割(第9条・第10条)

第3節 事業者等の役割(第11条・第12条)

### 第3章 廃棄物の適正な処理

第1節 一般廃棄物の処理(第13条—第21条)

第2節 適正処理困難物の抑制(第22条・第23条)

第3節 産業廃棄物の処理(第24条・第25条)

### 第4章 良好な生活環境の保全(第26条—第29条)

### 第5章 削除

### 第6章 廃棄物処理手数料等(第31条—第36条)

### 第7章 廃棄物減量等推進員(第37条・第38条)

### 第8章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第38条の2—第38条の7)

### 第9章 雑則(第39条—第44条)

### 第10章 罰則(第45条・第46条)

附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、市長、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生の抑制と再利用に積極的に取り組み、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成と生活環境及び公衆衛生の一層の向上を図り、もってより清潔で快適な都市づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活において生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不用となる物及び廃棄物を再び使用すること又はこれらを資源として利用することをいう。

一部改正〔平成30年条例87号〕

#### 第2節 関係者の責務

(市長の責務)

第3条 市長は、各般の施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究及び技術開発に努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図り、必要な指導及び助言を行うとともに、自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市長は、廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)の充実を図るとともに、その効率的な運営に努めなければならない。

5 市長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する施策の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、及び再生品を再利用すること等により、廃棄物の減量を図るとともに、可能な限りその家庭系廃棄物を自ら処分し、清潔な生活環境の保持に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する市長の施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。事業者以外の者であって、事業用の建築物を所有若しくは管理又は占有するものも、同様とする。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用の促進を図るための効果的な措置を講じなければならない。

3 事業者及び第1項後段に規定する者(以下「事業者等」という。)は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する市長の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市長、市民及び事業者等は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進による減量並びに廃棄物の適正な処理に関し、相互に協力し、かつ、連携しなければならない。

## 第2章 再利用の促進等による廃棄物の減量

### 第1節 市長の役割

(分別収集の徹底等)

第7条 市長は、再利用の対象となる物の分別収集及び処理施設での資源の回収の徹底を図ることにより、廃棄物の減量を推進するものとする。

2 市長は、資源循環型社会の形成に資するため、行政に必要な物品を購入するに際しては、努めて再生品を選定するものとする。

(容器包装廃棄物の分別収集計画の策定等)

第8条 市長は、容器包装リサイクル法第8条の規定により、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定め、総合的かつ計画的に再商品化事業を支援するものとする。

2 市長は、市民が容器包装廃棄物を排出する際に遵守しなければならない分別基準等を定めるとともに、これを市民に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 第2節 市民の役割

(自主活動への参加)

第9条 市民は、集団資源回収等の自主的な活動に積極的に参加し、再利用の促進による廃棄物の減量を図るものとする。

(包装の省略等)

第10条 市民は、商品を購入するに際しては、できるだけ買物袋等を持参し、包装の省略又は簡易な包装を求めるなど、家庭系廃棄物の減量に心掛けるものとする。

### 第3節 事業者等の役割

(分別の徹底)

第11条 事業者等は、再利用の可能な物の分別を徹底するなど、その事業系廃棄物の減量を図るものとする。

(廃棄物の減量のための措置)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品の開発並びに製品の修理及び回収体制の確立を図るものとする。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、回収のうえ再利用することが可能な容器をできるだけ採用するとともに、容器包装リサイクル法第4条の規定により、過剰な容器包装の使用及び排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を促進するのに必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)及び再生品を積極的に使用するなど、資源を有効に利用するものとする。

一部改正[平成13年条例15号]

## 第3章 廃棄物の適正な処理

### 第1節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理について総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、前項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画の重要な変更をしたときも、同様とする。

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第14条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物を処理するものとする。この場合において、事業系一般廃棄物の処理は、家庭系廃棄物の処理に支障を及ぼさない程度において行うものとする。

(家庭系廃棄物の適正処理)

第15条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、なるべく自ら処分するものとする。

2 市民は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画及び第8条第1項に規定する分別収集に関する計画に従い、適正に分別し、保管しなければならない。

3 市民は、前項の家庭系廃棄物を排出するときは、一般廃棄物処理計画に定める排出日時、排出方法等に従い、所定の集積所又は市長が指示する場所に搬出しなければならない。

4 市民は、家庭系廃棄物を処理施設に自ら搬入するときは、市長の指示に従わなければならない。

5 第3項の集積所は、あらかじめ市長の同意を得て市民が共同で設置するものとし、市民は、清掃を行うこと等により、その集積所を適切に管理しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 市長及び規則で定める者以外の者は、前条第3項の所定の集積所又は市長が指示する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物(一般廃棄物処理計画に基づき古紙類、ビン・カン及びペットボトルの区分により分別して排出されるべき廃棄物をいう。以下この条において同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長、市民及び事業者は、資源物が有効に再利用されるよう、相互に協力し連携して、第1項の規定により禁止される行為の防止に努めるものとする。

追加〔平成23年条例5号〕

（事業系一般廃棄物の適正処理）

第16条 事業者等は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準によるなど、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者等は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者等は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際しての保管場所を設置するとともに、当該保管場所の清潔を保持しなければならない。

（排出禁止物等）

第17条 市民及び事業者等は、一般廃棄物処理計画に基づいて行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性を有する物

(2) 危険性を有する物

(3) 引火性を有する物

(4) 火気のある物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 感染性のある物

(7) 容積又は重量の著しく大きな物

(8) 前各号に掲げるもののほか、この市の処理業務を困難にし、又は第19条の処理施設若しくは一般廃棄物処理計画で指定する処理施設の機能を損なうおそれがあるもの

2 市民又は事業者等（一般廃棄物収集運搬業者を含む。第20条、第21条及び第42条第3項において同じ。）は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成26年条例34号〕

（動物の死体の処理）

第18条 市民は、その飼育する犬、猫等の死体を自ら処分しないときは、一般廃棄物処理計画で指定する処理施設に搬入し、処分を受けるものとする。

2 市民は、遺棄された犬、猫等の死体を発見したときは、速やかに市長に届け出るとともに、市長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成26年条例34号〕

（処理施設）

第19条 この市に、廃棄物を適正に処理するための処理施設を設置する。

2 前項の処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称         | 位置              |
|------------|-----------------|
| 山形市上野最終処分場 | 山形市蔵王上野字南坂738番地 |

一部改正〔平成9年条例48号・14年59号・26年34号〕

（処理施設の技術管理者の資格）

第19条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）の理学の課程において衛生工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。

追加〔平成24年条例32号〕

（処理施設への一般廃棄物搬入の承認）

第20条 市民又は事業者等は、一般廃棄物（し尿を除く。以下次条において同じ。）を第19条の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成14年条例59号・24年32号〕

（処理施設の受入基準等）

第21条 市民又は事業者等は、第19条の処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市民又は事業者等が搬入した一般廃棄物が、前項の受入基準に適合しないと認めるときは、当該一般廃棄物を第19条の処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

一部改正〔平成26年条例34号〕

第2節 適正処理困難物の抑制

（処理の困難性の自己評価）

第22条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における適正な処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

(適正処理困難物の指定)

- 第23条 市長は、廃棄物となった製品、容器等でこの市の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。
- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

### 第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処分)

- 第24条 事業者等は、事業活動に伴って排出される産業廃棄物を厳重に管理するとともに、自ら適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物と併せた処分)

- 第25条 市長は、第19条の処理施設の機能及び能力に支障を及ぼさない程度において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処分を行うことができる。

- 2 前項に規定する一般廃棄物と併せて処分を行うことができる産業廃棄物の種類については、規則で定める。
- 3 第17条第2項、第20条及び第21条の規定は、前項の規定に基づきこの市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。この場合において、第17条第2項中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、第17条第2項、第20条及び第21条中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

一部改正[平成26年条例34号]

### 第4章 良好な生活環境の保全

(清潔の保持)

- 第26条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つとともに、清潔な生活環境の保持に関する市長の施策に協力しなければならない。

(公共の場所の清潔の保持)

- 第27条 何人も、公園、道路、河川その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てるなど、当該公共の場所を汚してはならない。
- 2 土木工事、建築工事その他の工事の施行者は、土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、道路その他の公共の場所にこれらが飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所等の適正な管理)

- 第28条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。空き地を所有し、又は管理する者についても、同様とする。

(浄化槽によるし尿処理等)

- 第29条 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場又は法第8条第1項に規定するし尿処理施設で処理する場合を除き、何人も、浄化槽による処理をした後でなければ、し尿を河川その他の公共の水域に放流してはならない。

追加[平成30年条例87号]

### 第5章 削除

削除[平成30年条例87号]

### 第30条 削除

削除[平成30年条例87号]

### 第6章 廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

- 第31条 市長は、この市が行う一般廃棄物の処理に関し、別表第1に掲げる区分に応じ、同表に定める手数料を徴収する。

一部改正[平成11年条例46号]

(産業廃棄物処分手数料)

- 第32条 市長は、法第13条第2項の規定により、この市が行う産業廃棄物の処分に要する費用として、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める手数料を徴収する。

(手数料の証紙による徴収)

- 第33条 前2条の手数料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収するものとし、証紙の種類及び券面額は、次の表の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

| 区分                   | 証紙の種類    | 券面額                             |
|----------------------|----------|---------------------------------|
| 別表第1に規定する家庭系ごみに係る手数料 | 家庭系ごみ用証紙 | 60円、35円、20円、10円                 |
| 別表第1に規定する粗大ごみに係る手数料  | 粗大ごみ用証紙  | 500円                            |
| 別表第1に規定するし尿に係る手数料    | し尿用証紙    | 230円、2,300円                     |
| その他の廃棄物に係る手数料        | 廃棄物処理用証紙 | 100円、500円、1,000円、5,000円、10,000円 |

- 2 証紙の形式は、規則で定める。

- 3 前2条の手数料の納付は、第1項の表の左欄に掲げる手数料の区分に応じた証紙を市長又は次項に規定する証紙売りさばき人から購入することにより行うものとし、購入後の証紙の取扱いについては、規則に定めるところによる。この場合において、証紙により手数料を納付した者に対しては、領収書を発行しない。
- 4 市長は、第1項の表の中欄に規定する家庭系ごみ用証紙、粗大ごみ用証紙及びし尿用証紙を売りさばく証紙売りさばき人を指定することができるものとし、指定したとき又は指定を取り消したときは、直ちにこれを告示しなければならない。
- 5 著しく汚染し、又はき損した証紙は、無効とする。
- 6 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、第1項及び第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第4項に規定する証紙売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成14年条例39号・21年1号・23年5号・26年34号〕

(手数料の減免等)

第34条 第31条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、規則で定める額の範囲内において、同条に規定する手数料(別表第1に規定する家庭系ごみに係るものに限る。)を徴収しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第1号に規定する生活支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく生活支援給付を受けている場合を含む。)を受けている者
  - (3) 当該手数料を納付する資力がないと市長が認める者
  - (4) その他特別の理由があると市長が認める者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者については、その者の申請により第31条に規定する手数料(別表第1に規定する家庭系ごみに係るものを除く。)を減免することができる。
- 3 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第32条に規定する手数料を減免することができる。

一部改正〔平成20年条例18号・21年1号・26年27号〕

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等に係る手数料)

第35条 法の規定に基づく次の各号に掲げる許可若しくは許可の更新、認定若しくは認定の更新又は認可を受けようとする者は、申請の際、それぞれ1件につき当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可 10,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の範囲の変更の許可 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の許可の更新 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業の範囲の変更の許可 10,000円
- (7) 一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
  - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円
  - イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 110,000円
- (8) 一般廃棄物処理施設に係る法第9条第1項に規定する事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
  - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円
  - イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 100,000円
- (9) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例の認定 33,000円
- (10) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例の認定の更新 20,000円
- (11) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 68,000円
- (12) 一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 68,000円
- (13) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000円
- (14) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る法第12条の7第7項に規定する事項の変更の認定 134,000円
- (15) 産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
- (16) 産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 73,000円
- (17) 産業廃棄物収集運搬業の範囲の変更の許可 71,000円
- (18) 産業廃棄物処分業の許可 100,000円
- (19) 産業廃棄物処分業の許可の更新 94,000円
- (20) 産業廃棄物処分業の範囲の変更の許可 92,000円
- (21) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円

- (22) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 74,000円  
(23) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の範囲の変更の許可 72,000円  
(24) 特別管理産業廃棄物処分業の許可 100,000円  
(25) 特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 95,000円  
(26) 特別管理産業廃棄物処分業の範囲の変更の許可 95,000円  
(27) 産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額  
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円  
イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 120,000円  
(28) 産業廃棄物処理施設に係る法第15条の2の6第1項に規定する事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額  
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円  
イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 110,000円  
(29) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例の認定 33,000円  
(30) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例の認定の更新 20,000円  
(31) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 68,000円  
(32) 産業廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 68,000円
- 2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき10,000円を手数料として納付しなければならない。
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく次の各号に掲げる登録若しくは登録の更新又は許可若しくは許可の更新を受けようとする者は、申請の際、それぞれ1件につき当該各号に定める手数料を納付しなければならない。
- (1) 引取業者の登録 3,200円  
(2) 引取業者の登録の更新 3,200円  
(3) フロン類回収業者の登録 4,000円  
(4) フロン類回収業者の登録の更新 4,000円  
(5) 解体業の許可 78,000円  
(6) 解体業の許可の更新 70,000円  
(7) 破碎業の許可 84,000円  
(8) 破碎業の許可の更新 77,000円  
(9) 破碎業の範囲の変更の許可 67,000円  
全部改正〔平成30年条例87号〕  
(許可証の再交付に係る手数料)
- 第36条 前条第1項第1号若しくは第4号若しくは第2項の許可又は同条第1項第2号若しくは第5号の許可の更新に係る許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、1件につき2,000円を手数料として納付しなければならない。  
全部改正〔平成30年条例87号〕
- 第7章 廃棄物減量等推進員  
(委嘱)
- 第37条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。  
(任務)
- 第38条 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び再利用による減量並びに適正な処理に関する地域における推進役として、市長の施策への協力、市民に対する指導及び助言その他の活動を行うものとする。  
第8章 生活環境影響調査結果の縦覧等  
追加〔平成10年条例7号〕  
(対象となる施設の種類)
- 第38条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「影響調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。  
追加〔平成10年条例7号〕、一部改正〔平成23年条例5号〕  
(縦覧の告示等)
- 第38条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を告示するものとする。
- 2 市長は、前項の縦覧を行うときは、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「施設計画書」という。)をあわせて縦覧に供するものとする。  
追加〔平成10年条例7号〕  
(縦覧の場所及び期間)
- 第38条の4 前条の縦覧の場所は、次の各号に掲げるところとし、当該縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。
- (1) この市の事務所で市長が指定する場所

- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

追加[平成10年条例7号]

(意見書の提出の告示)

第38条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

追加[平成10年条例7号]

(意見書の提出先及び提出期限)

第38条の6 前条の意見書の提出先は、次に掲げるところとし、当該意見書の提出期限は、第38条の4の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

- (1) この市の事務所で市長が指定する場所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所

追加[平成10年条例7号]

(他の市町村との協議)

第38条の7 市長は、第38条の2に規定する施設に関する区域等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる区域の市町村の長に影響調査書及び施設計画書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 設置し、又は変更しようとする施設の区域が他の市町村の区域内であるとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更による生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

追加[平成10年条例7号]、一部改正[平成21年条例1号]

第9章 雑則

一部改正[平成10年条例7号]

(事業系廃棄物管理責任者の選任等)

第39条 規則で定める事業用の大規模建築物から第19条の処理施設又は一般廃棄物処理計画で指定する処理施設に事業系廃棄物を排出する事業者等及びその他の建築物から第19条の処理施設又は一般廃棄物処理計画で指定する処理施設に多量の事業系廃棄物を排出すると市長が認める事業者等は、規則で定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、当該事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。市長の指示等によりこれを変更したときも、同様とする。

一部改正[平成26年条例34号]

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

一部改正[平成13年条例15号]

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入らせ、廃棄物の減量、廃棄物の処理等に関し、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告、公表及び受入拒否)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 第15条第3項及び第4項の規定による指示に従わない者
- (2) 第21条第1項(第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (3) 第39条の規定に違反した者

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、市民又は事業者等が第17条各項の規定(第25条第3項において準用する場合を含む。)に違反していると認められるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前2項に規定する公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して、あらかじめその理由を通知するとともに、意見陳述のための機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項に規定する勧告を受けた者が、第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつた場合には、以後その者が排出する廃棄物を、当分の間、第19条の処理施設に受け入れることを拒否することができる。

一部改正[平成21年条例1号・26年34号]

(山形市行政手続条例の適用除外)

第43条 第15条の2第2項の規定による命令については、山形市行政手続条例(平成9年市条例第1号)第3章の規定は、適用しない。

追加[平成23年条例5号]

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

一部改正[平成23年条例5号]

## 第10章 罰則

追加〔平成23年条例5号〕

第45条 第15条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成23年条例5号〕

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

追加〔平成23年条例5号〕

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第12条第2項、第39条及び第42条第1項第3号の規定は、平成9年4月1日から施行する。

(適用)

2 第31条及び別表第1の規定に基づき徴収する一般廃棄物の処理手数料のうち、同表に掲げる粗大ごみに係る手数料については、平成8年10月1日以後に収集運搬の申し込みを受けたものについて適用する。

(経過措置)

3 施行日前にこの条例による改正前の山形市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づきなされた許可、承認、指示、その他の処分又は申請、届出その他の手続きは、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

4 施行日前に旧条例の規定に基づいて一般廃棄物の処理手数料又は産業廃棄物の処分手数料を納付した者が有している山形市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年市規則第21号)による廃棄物処理券については、第33条第1項第2号に規定する廃棄物処理用証紙とみなす。

附 則(平成9年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に収集の申込みを受けたし尿に係る手数料について適用し、施行日前に収集の申込みを受けたし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月24日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、施行日以後に収集の申込みを受けたし尿に係る手数料について適用し、施行日前に収集の申込みを受けたし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月26日条例第7号)

この条例は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成11年12月24日条例第46号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第15号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、施行日以後に収集したし尿に係る手数料について適用し、施行日前に収集したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月25日条例第59号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月19日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表第1に規定する家庭系ごみの処理に係る手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成23年3月25日条例第5号)



この条例中第33条及び別表第1の改正規定は公布の日から、第38条の2の改正規定は平成23年4月1日から、その他の規定は平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第32号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第27号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月15日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、[中略]改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第33条第1項の規定により現に売りさばかれた券面額50円の廃棄物処理用証紙は、[中略]改正後の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第33条第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成30年12月21日条例第87号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第31条関係)

一般廃棄物処理手数料

| 区分                 |  | 単位                         | 金額   |
|--------------------|--|----------------------------|--|
| 家庭系ごみ              | 燃やせるごみ   | この市が行う収集及び運搬を受ける場合         | 規則で定めるごみ袋(以下この表において「指定袋」という。)特大(容量が60リットル相当のものをいう。)1袋につき 60円 |
|                    |  |                            | 指定袋大(容量が35リットル相当のものをいう。以下同じ。)1袋につき 35円                       |
|                    |  |                            | 指定袋小(容量が20リットル相当のものをいう。以下同じ。)1袋につき 20円                       |
|                    |  |                            | 指定袋極小(容量が10リットル相当のものをいう。以下同じ。)1袋につき 10円                      |
|                    | プラスチック類及び雑貨品・小型廃家電類                            |                            | 指定袋大1袋につき 35円  |
|                    |  |                            | 指定袋小1袋につき 20円  |
|                    |  |                            | 1品目につき 60円   |
| 上記の項目の中で指定袋に入らないごみ |  |                            |  |
| 埋立ごみ               | この市が行う収集、運搬及び処分を受ける場合                          | 指定袋小1袋につき 20円              |  |
|                    |  | 指定袋極小1袋につき 10円             |  |
|                    |  | 指定袋に入らないごみ1品目につき 60円       |  |
| 埋立ごみ               | 第19条の処理施設に自ら又はその者に代わって一般廃棄物収集運搬業者が搬入し、処分を受ける場合 | 20キログラムまでごと 200円           |  |
| 粗大ごみ               | この市が行う収集及び運搬を受ける場合                             | 1品目につき 2,000円以内で規則で定める額    |  |
| し尿                 | この市が行う収集及び運搬を受ける場合                             | 180リットルまで 2,300円           |  |
|                    |  | 180リットルを超える分18リットルにつき 230円 |  |

備考 区分の欄のごみ等の内容については、市長が別に定める。

全部改正[平成26年条例34号]

別表第2(第32条関係)

産業廃棄物処分手数料

| 区分 | 単位                     | 金額          | 備考   |                           |
|----|------------------------|-------------|------|---------------------------|
| 埋立 | 第19条の処理施設に自ら又はその者に代わって | 20キログラムまでごと | 200円 | 区分の欄のごみ等の種別については、市長が別に定める |

|    |                           |  |        |
|----|---------------------------|--|--------|
| ごみ | て産業廃棄物収集運搬業者が搬入し、処分を受ける場合 |  | ものとする。 |
|----|---------------------------|--|--------|

全部改正〔平成9年条例48号〕、一部改正〔平成26年条例34号〕